

令和8年熊本地震 最新支援状況(9/13)

行政書士 上野徹事務所

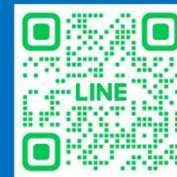
特定行政書士／申請取次行政書士

ファイナンシャルプランナー2級技能士

URL:<https://uenotorulaw.com>

TEL:070-5813-9676

Email:tony39u@gmail.com



区分	主な制度・メニュー	概要	実務上のポイント
国(経産省・中小企業庁)	被災事業者支援パッケージ・自治体連携型補助金・商店街支援・小規模事業者持続化補助金(災害枠)	設備・施設復旧、商店街再建、販路回復、仮施設整備などを補助	罹災証明・売上減少証明を前提に、県・商工会議所経由で申請
熊本県	自治体連携型補助金(被災事業者再建支援補助)	県が実施する設備・施設復旧事業に国が補助。中堅企業も対象、上限最大15億円	県商工振興金融課が窓口。県側予算手続き完了後に公募開始
市町村・商工会等	被災事業者向け支援チラシ・JKA補助・各市の案内ページ	市町村サイトで国・県制度の整理、JKAの法人向け100%補助など	自治体サイト＋最寄り商工会・商工会議所のチラシを必ず確認
日本政策金融公庫	災害復旧貸付・特別相談窓口・利率引下げ特例	限度額上乘せ(3,000万円等)、運転10年・設備20年、特定市町村は▲0.9%金利引下げ	熊本支店・八代支店の「特別相談窓口」にまず相談し、既往債務の条件変更も検討
商工中金	災害復旧資金・特別相談窓口	設備20年・運転10年、限度額の定めなし。返済猶予等も柔軟対応	熊本支店の災害相談窓口で、公庫・保証協会との組み合わせを設計
信用保証協会・共済等	セーフティネット保証4号・災害関係保証・小規模企業共済災害時貸付	別枠100%保証(2.8億円)、激甚指定地域向け災害関係保証、小規模企業共済の即日低利貸付	民間金融機関＋保証協会＋共済貸付で資金繰りを多層的に確保

1. 国レベルの補助金・支援パッケージ(令和8年熊本地震)

● 自治体連携型補助金(被災事業者の施設・設備復旧支援)

- ・ 対象: 熊本県内の被災中堅企業・中小企業・小規模事業者。
- ・ 補助率: 中小・小規模は最大 3/4、多重被災は5億円まで10/10定額。
- ・ 補助上限: 通常3億円、多重被災は15億円。

● 被災商店街等再建支援事業

- ・ ハード: アーケード・街路灯等の復旧(補助率 1/2)。
- ・ ソフト: にぎわい創出イベント等(直接被害商店街は10/10定額)。

● 小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)

- ・ 上限: 直接被害200万円、間接被害100万円。補助率 2/3、多重被災は定額。
- ・ 令和7年度補正予算枠を活用し、令和8年熊本地震向けに特別公募(第1次公募: 2026年9~10月)。

● 仮施設整備支援・復興支援アドバイザー派遣

- ・ 市町村・県が整備する集合型仮施設を10/10補助。
- ・ 中小機構が専門家を無料派遣し、事業計画・再建を支援

2. 熊本県の動向（県単＋国との連携）

- 被災事業者の再建支援補助（自治体連携型補助金の県側スキーム）

- ・ 対象：県内全域の被災中堅・中小・小規模事業者。
- ・ 補助率：中小・小規模 3/4、中堅 1/2。上限3億円（多重被災は15億円）。
- ・ 県商工振興金融課が窓口、県予算手続き完了後に公募開始予定。

- 県内相談体制

- ・ 経産省の「特別相談窓口」一覧に、熊本県内の公庫・商工中金・保証協会・商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会・よろず支援拠点・中小機構九州本部等が明記。

3. 市町村・商工会レベルの支援・情報整理

- 熊本市: JKA補助事業(法人向け)

- ・ 対象: 被災地域で救援・復旧・復興活動を行う法人(NPO、社団・財団、社福法人、商工会・商工会議所等)。
- ・ 補助率: 100%、上限300万円。

- 商工会・商工会議所の「被災事業者向け支援策案内チラシ」

- ・ 自治体連携型補助金(県側準備中)。
- ・ 小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)。
- ・ 公庫災害復旧貸付、信用保証協会のセーフティネット4号・災害関係保証。

- 各市町村サイトの整理ページ

- ・ 上天草市などが、経産省の5本柱(相談窓口・災害復旧貸付・セーフティネット4号・既往債務緩和・小規模企業共済災害時貸付)をそのまま掲載

4. 日本政策金融公庫の動向

● 災害復旧貸付(令和8年熊本地震)

- ・ 対象: 直接・間接被害を受けた中小企業・小規模事業者。
- ・ 限度額: 各制度限度額 + 3,000万円(国民生活事業)、中小企業事業は別枠1.5億円。
- ・ 期間: 運転10年以内、設備20年以内(据置最大3年)。

● 利率引下げ特例(八代・宇城・御船・嘉島・氷川)

- ・ 上記区域の全壊・半壊等の証明がある場合、1,000万円まで3年間▲0.9%。

● 特別相談窓口(県内全支店)

- ・ 熊本支店・八代支店に「令和8年熊本地震に関する特別相談窓口」を設置。既往債務の返済猶予・条件変更にも柔軟対応。

5. 商工中金の動向

● 災害復旧資金

- ・ 資金使途：地震に伴う設備・運転資金。
- ・ 金額：限度の定めなし。
- ・ 期間：設備20年（据置3年）、運転10年（据置3年）。

● 特別相談窓口（熊本支店）

- ・ 既往貸付の返済猶予・条件変更を個別事情に応じて弾力的に対応。

6. 信用保証協会の動向

- セーフティネット保証4号

- ・ 災害救助法適用地域の売上減少事業者に対し、別枠100%保証（限度額2.8億円）。

- 災害関係保証（激甚災害指定市町村）

- ・ 八代市・宇城市・御船町・氷川町・嘉島町などに対し、通常・4号とはさらに別枠で100%保証。

- 小規模企業共済災害時貸付

- ・ 災害救助法適用地域の共済契約者に、原則即日・低利で貸付。